ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×ｄ＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄのそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2及びｔは、それぞれ次の値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ｄ　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値

Ｌ　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額又は⑴①イ㈠ニ）Ｂに定める料金の額（単位：円）

Ｐ'：別添６のうちＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：消費税率

ハ　その他

本割引は、西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑦　休日割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成26年４月28日に高速国道又は別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路を通行（対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみの通行及び均一制区間の通行を除く。）するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、延岡南道路及び東九州自動車道と接続する日以降の椎田道路においては、別添１－１に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ　割引率等

㈠　普通区間等

割引率は30パーセント（平成26年４月１日から平成26年６月30日までの割引率は50パーセント）とし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）及び別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）及び別添６のうちＡ又はＢに掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈡　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2'、Ｗ及びｔは、それぞれ次の値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

Ｌ　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額又は⑴①イ㈠ニ）Ｂに定める料金の額（単位：円）

Ｐ'：別添６のうちＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ　：30（ただし、平成26年４月１日から平成26年６月30日までは50）

ｔ　：消費税率

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

⑧　近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ　割引をする自動車

第二京阪道路のＢ区間又はＣ区間と近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから東大阪ジャンクション又は守口ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線又は大阪府道高速大阪守口線を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道天理吹田線の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成29年３月31日まで本割引を適用する。

⑨　近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ　割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するＥＴＣ車。